

令和4年第1回定例会

新郷村議会会議録

令和4年 3月 3日 開会

令和4年 3月10日 閉会

新郷村議会

令和4年第1回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和3年第4回議会定例会閉会（11月29日）後）	1
会期日程	2

第1号（3月3日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	4
職務のため出席した者の氏名	4
開会の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第3号から議案第25号までの上程、説明	6
議案第3号の採決	13
予算特別委員会の設置について	14
散会の宣告	14

第2号（3月8日）

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	15
職務のため出席した者の氏名	16
開議の宣告	17

一般質問	17
永野 範英 君	17
才神 幸男 君	24
稲葉 嘉浩 君	27
散会の宣告	36

第 3 号 (3月10日)

議事日程	37
本日の会議に付した事件	38
出席議員	38
欠席議員	38
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	38
職務のため出席した者の氏名	38
開議の宣告	39
議案第4号の質疑、討論、採決	39
議案第5号の質疑、討論、採決	39
議案第6号の質疑、討論、採決	40
議案第7号の質疑、討論、採決	42
議案第8号の質疑、討論、採決	43
議案第9号の質疑、討論、採決	43
議案第10号の質疑、討論、採決	44
議案第11号の質疑、討論、採決	44
議案第12号の質疑、討論、採決	45
議案第13号の質疑、討論、採決	46
議案第14号の質疑、討論、採決	46
議案第15号の質疑、討論、採決	47
議案第16号の質疑、討論、採決	47
議案第17号の質疑、討論、採決	48

議案第18号から議案第25号までの委員長報告、質疑、討論、採決	49
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議員派遣の件について	51
委員会の閉会中の継続調査について	52
村長挨拶	52
閉会の宣告	53
署名議員	59

諸般の報告（令和3年第4回議会定例会（令和3年11月29日）後）

令和4年3月3日（木）

◎ 議決結果の報告

- 12月3日、令和3年第4回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第16条第1項、第123条第4項及び第219条第1項の規定により村長に送付。

◎ 監査の報告受理

- 12月20日、1月20日及び2月22日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- 2月21日、三戸郡町村議会議長会定期総会出席。
- 2月28日、青森県町村議会議長会定期総会 書面議決。

会 期 日 程

令和4年第1回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
3 月 3 日	木	本会議	議案一括上程、提案理由説明 予算特別委員会（委員長、副委員長の互選）	午前10時 本 会 議 後
3 月 4 日	金	休 会	議案熟考	
3 月 5 日	土	休 会	議案熟考	
3 月 6 日	日	休 会	議案熟考	
3 月 7 日	月	委員会	各委員会	
3 月 8 日	火	本会議	一般質問	午前10時
3 月 9 日	水	委員会	予算特別委員会（一般会計・特別会計）	午前10時
3 月 10 日	木	本会議	委員長報告、議案審議	午前10時

第 1 日 (3月3日)

令和4年第1回新郷村議会定例会

令和4年3月3日（木曜日） 午前10時04分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第3号から議案第25号まで（村長提出・提案理由説明）
 - 日程第 4 議案第3号 新郷村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
 - 日程第 5 予算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した事件

- 議案第 3号 新郷村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 4号 新郷村表彰条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 5号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 6号 間木ノ平グリーンパーク設置条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 7号 新郷村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 8号 新郷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 9号 新郷村奨学金貸与条例の制定について
- 議案第10号 令和3年度新郷村一般会計補正予算（第8号）案について
- 議案第11号 令和3年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第12号 令和3年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案について
- 議案第13号 令和3年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第14号 令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第15号 令和3年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第3号）案について
- 議案第16号 令和3年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）案について
- 議案第17号 令和3年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）案について
- 議案第18号 令和4年度新郷村一般会計予算案について

- 議案第19号 令和4年度新郷村国民健康保険特別会計予算案について
- 議案第20号 令和4年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案について
- 議案第21号 令和4年度新郷村介護保険特別会計予算案について
- 議案第22号 令和4年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案について
- 議案第23号 令和4年度新郷村簡易水道特別会計予算案について
- 議案第24号 令和4年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計予算案について
- 議案第25号 令和4年度新郷村農業集落排水事業特別会計予算案について

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 稲葉嘉浩君 | 2番 | 永野範英君 |
| 3番 | 才神幸男君 | 4番 | 横道一男君 |
| 5番 | 村岡和俊君 | 6番 | 滝沢仁君 |
| 7番 | 細川真理子君 | 8番 | 福山恵一郎君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

- | | | | |
|----------|--------|---------|--------|
| 村長 | 櫻井雅洋君 | 副村長 | 横田堅悦君 |
| 教育長 | 岡田稔君 | 総務課長 | 高村郁子君 |
| 会計管理者 | 桜井真紀子君 | 農林課長 | 遠藤勇一君 |
| 企画商工観光課長 | 櫻臺博明君 | 税務課長 | 戸田ひとみ君 |
| 住民課長 | 沢口くみ子君 | 厚生課長 | 松森恵理子君 |
| 診療所事務長 | 工藤勝志君 | 教育委員会会長 | 福山佐登志君 |
| 建設課長 | 福山徹君 | 総務課長 | |
| | | 農業委員会会長 | 高見憲一君 |
| | | 農事 | |

職務のため出席した者の氏名

- | | | | | | |
|----|-----|----|--------|----|--------|
| 議事 | 事務局 | 会長 | 本間由美子君 | 主幹 | 谷地村光代君 |
|----|-----|----|--------|----|--------|

◎開会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 定足数に達していますので、令和4年第1回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時04分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、永野範英君、才神幸男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（福山恵一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりですが、この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、滝沢仁君。

○議会運営委員長（滝沢 仁君） ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から3月10日までの8日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（福山恵一郎君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から3月10日までの8日間と決定

いたしました。

◎議案第3号から議案第25号までの上程、説明

○議長（福山恵一郎君） 日程第3、議案第3号から議案第25号までの議案23件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和4年第1回新郷村議会定例会に提案しております議案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和4年第1回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案いたしました議案の概要についてご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

さて、今年度も残すところ1か月余りとなりました。計画しております事業も順調に推移し、若干繰越事業を抱えるのみとなっております。議員の皆様には、行政運営に特段のご協力、誠にありがとうございました。また、職員の方々には、コロナ感染対応を講じながらの業務遂行に、心から感謝するものであります。

今年度も、昨年度同様に地方交付税が増額され、新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの支援金を活用し、公共施設の改修や住民生活の支援、学校設備の充実、農家支援などに対応し、当初予算を約5億円余り増額し、住民が安心して暮らせるよう取り組んでまいりました。

12月になって、コロナ感染が大幅に減少し、年末年始が平常に戻ったように感じたのもつかの間で、新たなオミクロン株が発生し、瞬く間に各都道府県に拡散し、まん延防止等重点区域に指定され、日常生活に支障をきたしております。

青森県でもオミクロン株が蔓延し、感染者数も日々記録更新となって、弘前市ではまん延防止等重点区域に指定されております。県議会から、さらなる地域を指定するよう知事に要請したと新聞で報道されていましたが、他地区への指定は現在されておられません。県では、市町村への対策補助金30億円を補正し、年度内に交付され、当村では約4,500万円の配分となっております。今回の補正で約半分を執行し、残額は4年度での対応と考えております。

令和4年度の、農業経営も厳しいものがあります。先般、地域農業再生協議会で4年産米の

目標配分や、水田活用の直接支払交付金の説明で、東北農政局は今後の交付金が一新され、交付されなくなるような制度に移行すると言っておりました。農業を取り巻く環境が厳しくなりますが、この件については県、国に存続をするよう働きかけていかなければならないと考えております。

毎回お話ししますが、農業あつての新郷村であります。令和4年度も、農林畜産業の推進を第一に、高齢者によるキノコ栽培の推進、環境基盤整備と移住・定住の促進、学校教育の充実とコロナ禍対策整備、観光資源を有効活用し、誘客促進、特産品の開発などに重点を置き、諸施策推進に努め、未来に残る村づくりを目指してまいりたいと思っております。

今後も、議員皆様とともに村発展のため協力をし、歩んでまいりたいと思っておりますので、なお一層のご理解をよろしくお願いいたします。

それでは、提案いたしました議案23件についてご説明申し上げます。

議案第3号 新郷村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、現新郷村教育委員会教育長の任期が令和4年3月10日をもって満了するので、後任の教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものであります。

議案第4号 新郷村表彰条例の一部を改正する条例案については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年6月14日法律第37号）の改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため、提案するものであります。

議案第5号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、令和3年6月11日、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）が、令和3年9月10日、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）が交付されたことに併せて、国民健康保険税に係る未就学児の被保険者均等割額の減額についての規定を新設するため提案するものであります。

議案第6号 間木ノ平グリーンパーク設置条例の一部を改正する条例案については、間木ノ平グリーンパークの利用料を改定するため提案するものであります。

議案第7号 新郷村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例案については、占用する工作物に関する占用料を定める必要性が生じたため、提案するものであります。

議案第8号 新郷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案については、消防団員の処遇を改善することにより、消防団員の入団を促進するとともに、

その継続的な活動の維持を図る目的として、消防団員の報酬額等を改正するため提案するものであります。

議案第9号 新郷村奨学金貸与条例の制定については、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、大学等に進学する際には、保護者が存在しなくなるため、奨学生自身が奨学金を借用できるよう条例を制定するため提案するものであります。

議案第10号 令和3年度新郷村一般会計補正予算（第8号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,630万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,187万4千円といたしました。

歳入の主なるものについて申し上げます。

1 款村税、2 項固定資産税で、現年課税分3,900万円を追加しております。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金で、施設型給付費等国庫負担金（過年度分）276万5千円、2 項国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金558万6千円をそれぞれ追加しております。

1 5 款県支出金、1 項県負担金で、施設型給付費等県負担金（過年度分）116万3千円、2 項県補助金で、青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金2,370万円をそれぞれ追加し、3 項県委託金で、県営ふるさと新郷地区中山間地域総合整備事業用地事務費2,026万円を減額しております。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金で、財政調整基金1,041万4千円、いきいき新郷むらづくり基金5,000万円、減債基金2,000万円をそれぞれ減額しております。

2 0 款諸収入、6 項雑入で、建物共済240万円、宝くじ交付金103万6千円をそれぞれ追加しております。

2 1 款村債で、橋梁整備事業債40万円、小型動力消防ポンプ積載車購入事業債110万円をそれぞれ減額しております。

歳出の主なるものについて申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費で、情報システム整備等業務委託120万円、役場庁舎外壁等改修工事設計業務委託料231万円、財政調整基金4,615万8千円、減債基金1,588万円、いきいき新郷むらづくり基金7,000万円をそれぞれ追加し、7 項企画振興費で、新郷村みらいを創造する協議会補助金236万円を減額しております。

3 款民生費、1 項社会福祉費で介護保険特別会計への繰出金938万7千円を減額し、2 項

児童福祉費で返還金等407万7千円を追加しております。

4款衛生費、1項保健衛生費で診療所特別会計への繰出金154万7千円、コールセンター委託料180万円、2項水道費で小規模水道等施設整備費補助金92万2千円をそれぞれ減額しております。

6款農林水産業費、2項林業費で林道修繕等250万円を減額し、農林業振興基金350万円を追加しております。3項農林開発費で用地費300万円、補償費1,880万円をそれぞれ減額しております。

7款商工費、1項商工費で新型コロナウイルス感染症対応地域振興商品券2,300万円、温泉事業管理運営費の燃料230万円をそれぞれ追加しております。

8款土木費、1項土木管理費で特定環境保全公共下水道特別会計への繰出金207万円、車輛購入費400万円、2項道路橋梁費の測量設計委託料等240万円をそれぞれ減額しております。

10款教育費、3項中学校費で暖房機購入50万円、5項社会教育費で修繕費90万円をそれぞれ追加し、6項保健体育費で社会体育施設改修工事396万5千円を減額しております。

12款公債費で長期債元金210万円を追加しております。

議案第11号 令和3年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,271万円といたしました。

議案第12号 令和3年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案についてあります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,470万6千円といたしました。

議案第13号 令和3年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案についてあります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,262万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億933万6千円といたしました。

議案第14号 令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）案についてあります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ443万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,582万4千円といたしました。

議案第15号 令和3年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第3号）案についてあります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,634万3千円といたしました。

議案第16号 令和3年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ207万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,218万1千円といたしました。

議案第17号 令和3年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,721万7千円といたしました。

議案第18号 令和4年度新郷村一般会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,560万円と決めました。前年度と比較して2億2,890万円、9%の増となっております。

歳入の主なるものについて申し上げます。

1 款村税2億3,234万6千円、2 款地方譲与税5,467万4千円、7 款地方消費税交付金4,000万円、10 款地方交付税14億4,000万円を見込んでおります。

13 款使用料及び手数料は3,496万8千円で、新郷温泉館入浴料等が主なるものであります。

14 款国庫支出金は2億8,238万3千円で、施設型給付費国庫負担金、障害者自立支援等給付費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、学校施設環境改善交付事業補助金が主なるものであります。

15 款県支出金は1億5,799万8千円で、障害者自立支援等給付費、施設型給付費県負担金、中山間地域等直接支払交付金事業補助金が主なるものであります。

18 款繰入金は1億2,919万1千円で、財政調整基金繰入金、いきいき新郷むらづくり基金繰入金、減債基金繰入金が主なるものであります。

20 款諸収入は5,518万7千円で、森林整備センター受託事業収入、原子力施設立地復興対策事業助成金等が主なるものであります。

21 款村債は2億8,960万円で、山村開発センター改修事業債、有機資源センター改修事業債、新郷小学校改修事業債が主なるものであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

1 款議会費では、議員報酬、職員給与及び共済負担金等の人件費が主なるもので、その額を5,650万円と決めました。

2 款総務費では、役場庁舎外壁等改修工事1億1,900万円、地方税共通納税システム対象税目拡大に伴う基幹税務システム導入業務委託料110万円、税システム等リース料及び利

用料1, 541万4千円、戸籍情報システム改修業務委託料442万2千円、選挙費で1, 273万円、路線バス等運行業務委託料1, 640万6千円、村特産品等PR業務委託料1, 000万円、みずばしょう号購入費1, 100万円、共同受信機設置更新工事費2, 690万円、空き家等利活用事業費補助金160万円が主なるもので、その他、人件費がほとんどで、その額を5億7, 414万5千円と決めました。

3款民生費では、村社会福祉協議会補助金1, 475万円、介護保険特別会計への繰出金9, 481万3千円、障害者自立支援給付費6, 284万4千円、国保特別会計への繰出金3, 762万4千円、後期高齢者医療特別会計への繰出金6, 646万円、施設型給付費7, 500万円、児童手当2, 300万円が主なるもので、その額を4億8, 123万円と決めました。

4款衛生費では、診療所特別会計への繰出金3, 128万円、予防接種等委託料440万9千円、十和田地区広域事務組合負担金1, 545万3千円、癌検診等委託料400万円、公営企業法適用移行業務委託1, 050万円、簡易水道特別会計への繰出金3, 191万4千円が主なるもので、その額を1億3, 485万9千円と決めました。

6款農林水産業費では、主食用米作付支援事業540万円、農地利用効率化等支援交付金867万4千円、新郷村優良繁殖雌牛導入保留奨励事業480万円、中山間地域等直接支払事業交付金5, 020万円、有機資源センター堆肥施設工事費7, 500万円、広域農道等路面補修負担金2, 407万5千円、中山間地域総合整備事業負担金1, 365万円、農業集落排水事業特別会計への繰出金2, 297万1千円が主なるもので、その額を3億8, 953万7千円と決めました。

7款商工費では、間木ノ平グリーンパーク指定管理料4, 300万円、五戸町・新郷村地域商店街活性化事業補助金350万円、間木ノ平地区公園整備費トイレ棟改修工事等1, 000万円、温泉事業管理運営費5, 953万4千円が主なるもので、その額を1億4, 928万6千円と決めました。

8款土木費では、特定環境保全公共下水道特別会計への繰出金1億2, 648万8千円、道路台帳作成業務委託560万円、道路維持工事請負費1, 600万円、道路改良事業測量設計委託料等4, 700万円、道路改良事業工事請負金7, 450万円が主なるもので、その額を3億4, 932万4千円と決めました。

9款消防費では、団員報酬1, 270万円、八戸地区広域事務組合負担金6, 909万9千円が主なるもので、その額を1億307万3千円と決めました。

10款教育費では、特別支援教育支援員報酬等1, 646万2千円、新郷村入学サポート祝

金100万円、新郷小学校改修工事8,556万円、学校給食費3,021万1千円が主なるもので、その額を2億6,374万4千円と決めました。

11款災害復旧費で、農地・水路土砂排土等委託料120万円、道路・河川土砂排土等委託料100万円が主なるもので、その額を450万円と決めました。

12款公債費では、長期債元金償還金2億6,850万円、長期債利子償還金等790万円が主なるもので、その額を2億7,640万円と決めました。

13款予備費では300万円を計上しております。

以上が令和4年度一般会計予算案の概要であります。

議案第19号 令和4年度新郷村国民健康保険特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億9,580万8千円と決めました。前年度と比較いたしまして1,830万4千円の増となり、プラス4.8%となっております。

議案第20号 令和4年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,018万4千円と決めました。前年度と比較いたしまして632万2千円の増となり、プラス7.5%となっております。

議案第21号 令和4年度新郷村介護保険特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億310万1千円と決めました。前年度と比較いたしまして2,207万8千円の増となり、プラス4.6%となっております。

議案第22号 令和4年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,846万2千円と決めました。前年度と比較いたしまして171万7千円の減となり、マイナス1.7%となっております。

議案第23号 令和4年度新郷村簡易水道特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,262万1千円と決めました。前年度と比較いたしまして219万3千円の増となり、プラス4.3%となっております。

議案第24号 令和4年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,157万9千円と決めました。前年度と比較いたしまして831万7千円の減となり、マイナス5.2%となっております。

議案第25号 令和4年度新郷村農業集落排水事業特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,477万7千円と決めました。前年度と比較いたしまして184万円の減となり、マイナス6.9%となっております。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に

伴い質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、字句、数字等の読み違いについては、議長において訂正願いたいと思います。

○議長（福山恵一郎君） 教育長。

○教育長（岡田 稔君） 私、退席させていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 暫時休憩いたします。

（午前10時44分）

○議長（福山恵一郎君） 休憩を解きます。

（午前10時44分）

◎議案第3号の採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第4、議案第3号 新郷村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 新郷村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時45分）

○議長（福山恵一郎君） 休憩を解き会議を開きます。

（午前10時45分）

○議長（福山恵一郎君） ただいま同意されました岡田稔教育長よりご挨拶をお願いします。

○教育長（岡田 稔君） 皆様方、私の教育長の同意をいただきまして、本当にありがとうございます。未熟な私でありますけれども、今後とも新郷村教育のために精一杯頑張りたいと思

っております。皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（福山恵一郎君） 日程第5、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま提案されております議案第18号から議案第25号までの8件は、令和4年度新郷村一般会計予算案及び各特別会計予算案であります。

この当初予算案を審議するため、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第25号までを審議するため、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、口頭をもって予算特別委員会を招集いたします。

本会議終了後、直ちに会議室において予算特別委員会を開きます。ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 以上をもって本日の議会日程は終了しました。

来る3月8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時48分）

第 2 日 (3月8日)

令和4年第1回新郷村議会定例会

令和4年3月8日（火曜日） 午前10時01分開議

議事日程（第2号）

日程第 1 一般質問

永野範英君

才神幸男君

稲葉嘉浩君

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	高村郁子君
会計管理者	桜井真紀子君	農林課長	遠藤勇一君
企画商工 観光課長	櫻臺博明君	税務課長	戸田ひとみ君
住民課長	沢口くみ子君	厚生課長	松森恵理子君
診療所事務長	工藤勝志君	教育委員会 総務課長	福山佐登志君
建設課長	福山徹君	農業委員会 農務局長	高見憲一君

職務のため出席した者の氏名

議 務 局 会 長 本 間 由 美 子 君 主 幹 谷 地 村 光 代 君

◎開議の宣告

○議長（福山恵一郎君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時01分)

◎一般質問

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 永野範英君

○議長（福山恵一郎君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番、永野範英君。

○2番（永野範英君） 議席番号2番、永野でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして3点ほど質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、休日も返上されまして、村民の生命と健康を守るために3回目のワクチン接種にご尽力をいただいております診療所の先生、医療スタッフの方々、関係者の皆様方に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、1点目でございますが、消防団員についてであります。

消防団員の確保対策について、村長お考えをお伺いいたします。

日頃より、安心・安全な暮らしができますのも、ひとえに消防団、消防団員の普段のご尽力の賜物であると、心から敬意と感謝を申し上げます。

昨年は、残念ながらコロナ禍により、出初式はございませんでしたが、今年1月9日の出初式を初めて観閲させていただきました。早朝より寒い中、少々の雨も降っておりましたが、一糸乱れぬ隊列を組んでの分列行進、機械器具の点検など、日頃の訓練の成果を十分拝見させていただきました。誠に頼もしく心強い限りでありました。

しかしながら、消防団員の減少は、全国的にも大きな問題となっております。今年1月18日火曜日の某新聞には、総務省消防庁は17日、昨年4月1日時点の全国の消防団員数が80万4,877人だったと発表、前回調査の20年4月より1万3,601人、1.7%少なく、

過去最少を更新した。減少数が1万人を超えたのは3年連続、県内では422人減の1万7,591人となったと掲載されておりました。

私の常会でも、昨年12月の総会の際、常会役員の方々が、団員の確保に尽力されておりましたが、なかなか新団員を探すことは困難となっている状況にあります。

このため、消防活動を円滑に行うため、また地域の消防力を維持するためには、今後どのような消防団組織の在り方が最も有効なのか、考えていかなければならないと思います。

そこで、お伺いいたします。

昨年3月議会において、村長は、消防団の再編計画は必要であり、そのために、令和3年度中に検討委員会なるものを立ち上げたい。また、平日に団員が従事できない時間帯の出動人員の確保を図るために、機能別消防団、機能別団員制度を導入していきたいと考えていると答弁されましたが、その後の展開はどのようになっているのか、お知らせください。

次に、2点目でございますが、住宅用火災警報器についてであります。

住宅用火災警報器の設置支援と啓発活動についてお伺いいたします。

住宅用火災警報器の設置について、平成18年に消防法が改正されまして、新築住宅には平成18年6月1日より義務化されまして、既存住宅については平成23年5月までに各市町村の条例で定める期間までに設置しなければならないということで、八戸消防本部では、全ての住宅に平成20年6月2日から住宅用火災警報器の設置が義務化されております。

それに伴いまして、村では平成20年に消防団でまとめ買いを行い、各分団に家庭用として販売し、警報器の設置を行ったと担当課より聞いております。第2分団では、分団で買い上げ、無償で配布したとのことでした。

火災警報器の耐用年数の目安は約10年となっておりますが、機器の寿命が来ると電子部品の不良や電池切れなどで火災を感知できないおそれがあるため、八戸消防本部では交換を推奨しております。

ただ、耐用年数の期限により交換が必要であると認識している割合は、相当低いように思われます。寿命により正常に作動しない状態になっていたとしても、自分で点検を行わない限り判明しません。多くの村民が平成20年に設置したと思います。設置してから10年以上が経過し、交換しなければならない機器が多くあることが想定されます。

そこでお伺いいたします。

1つ目、村では平成20年に消防団でまとめ買いを行い、各分団に家庭用として販売し、警報器の設置を行いました。10年以上前の高齢者だった方が10年以上経過していますから、

現在ではもっと高齢者になっております。

火災警報器の交換、または電池の交換などで自力では設置が困難と想定される高齢者世帯、障がい者、独り暮らしの高齢者などの方々への警報器の無償配布、無償設置、点検などの支援対応策なども考えていくべきと考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

2つ目、火災警報器の耐用年数の期限により、交換が必要であると認識している割合は、相当低いように思われます。もっと強力に、火災警報器の内容、寿命に関すること、交換を促す、お知らせなどの啓発活動を推し進めるべきと考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

次に、3つ目でございますが、林業振興についてであります。

森林環境譲与税についてお伺いいたします。

今年1月31日月曜日の某新聞に、森林環境譲与税54%未支出、2年で271億円使途見いだせずという記事が掲載されておりました。森林環境譲与税は、気候変動対策の一環として設けられ、森林整備や保全のために、国が令和元年度から各都道府県、市町村に配分されているもので、譲与基準は私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%で按分されております。

地球温暖化に直結する温室効果ガス排出量が多いと思われる大都市への配分が多くなっておりますが、人口に偏らない配分など、総面積の80%が山林原野である当村などには、山林面積のウエイトも考えていただきたいと思っております。

森林環境譲与税の市町村における使い道は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備と、その促進に関する費用とすることが法律で規定されておりますが、2019年度と2020年度に青森県内40市町村に配分された計約8億3,400万円のうち、約50%が基金に積み立てられていたと聞いております。今後に備えた積立てだと思っておりますが、そこでお伺いいたします。

2019年度と2020年度の当村への配分額と、その用途についてお知らせください。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

なお、再質問は自席にて行いたいと思っております。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

それでは、2番、永野議員の消防団員についてのご質問にお答えいたします。

この件については、数回にわたりお答えしておりますが、消防団再編計画については、令和3年3月24日に分団に対して再編についてのアンケートを実施し、その結果を踏まえ、令和

3年8月25日、消防団本団会議にて再編計画について協議を行いました。そして、10月6日に本団、分団長会議の再編計画の素案について説明をし、各分団から意見を伺ったところ、分団の統合案も出ましたが、その団員の中には、もう少し現状のままで頑張っていきたいとの声もあり、消防団幹部だけでなく多くの団員からの意見をヒアリングし、現職消防団員全体の考え方、基本方針を固めてから、関係機関や地域住民等による検討委員会で十分な協議を行った上で進めるべきと考えております。

機能別団員については、4月より制度を開始できるよう、今回条例案を提案しており、その後、要綱を作成し、元消防職員、消防団員として培った豊富な経験と知識及び技能を生かして、消防活動の現場で不足する消防力を補完することを目的として、広報しんごうへの掲載や各分団で募集活動を行う予定としております。あわせて、新入団員募集のPRにも力を入れたいと考えております。

国からの消防団員の処遇改善方針を受け、三戸郡下統一の年額報酬や出動手当を改正することとしておりますが、これが団員確保につながることであればよいと思っております。

消防団再編も大きな課題ではありますが、まずは機能別団員の導入を優先に考え、消防団と協力をを行い、村民の安全・安心に向けてよりよい活動ができるよう慎重に進めたいと考えております。

次に、住宅用火災警報器についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の高齢者世帯、障がい者、独り暮らしの高齢者等の方々に対しての警報器の無償配布、無償設備点検等の支援対応策についてですが、八戸地域防災協会五戸部会より災害時要援護者支援事業の一環として、令和2年10月29日に住宅用火災報知機を寄贈していただき、新郷村避難行動要支援登録者の中から15世帯の方に22個の住宅用火災報知機を設置していただいております。また、令和3年8月には30個の懐中電灯を寄贈していただき、新郷村避難行動要支援登録者の中から30名の方に配布しております。

八戸地域防災協会の事業実施要綱によりますと、今後も寄贈事業計画が予定されており、次回の火災報知機の寄贈は令和5年度に20個の予定となっており、設置率100%を目指して計画されているようです。

2つ目の火災警報器の交換に関する啓発活動ですが、消防団が毎年行っている一般家庭防火診断の際に呼びかけるとともに、広報しんごうへの掲載を行っております。

また、先ほどお話ししました八戸地域防災協会五戸支部から、住宅用火災報知機の点検と設置から10年を目安に交換することを促すマグネットシートなども村に届いておりますので、

それらを活用して啓発していくように努めます。

さらには、火災報知機の内容等に関するチラシの配布を行うなど、村民へ少しでも関心を持っていただくよう努めてまいります。

次に、林業振興についてのご質問にお答えします。

平成31年3月に成立、公布された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、令和元年度から森林環境譲与税が全市町村へ交付されております。

本村へは、令和元年度に670万6千円、令和2年度には1,425万2千円、合計2,095万8千円が交付されております。

その用途については、森林調査や整備のための林道補修等に693万1千円、森林経営管理法に基づく経営管理集積計画作成に必要な林地台帳整備費に413万3千円を支出しております。

また、989万7千円は造林事業等の基金として積み立てております。この基金は、森林整備費や人材育成、担い手確保の費用として支出するには単年度での交付額では不十分であるため、やむを得ず積立しているものであり、決して新聞報道にあるように用途が見いだせないとの理由ではありません。

令和4年度予算では、森林環境譲与税を木の駅プロジェクトやきのこの里づくり事業など、森林を活用した事業の財源としても有効に活用してまいりたいと考えております。

また、譲与税の配分基準については、大都市よりも森林面積比率が多い山間地域へ手厚くなるよう、国の担当者へ意見を述べており、今後も機会を捉えて要望を続けてまいりたいと考えております。

以上で、永野議員の質問にお答えさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 2番。

○2番（永野範英君） ご説明ありがとうございました。

再質問ですが、1つ目、消防団員の確保対策についてでありますけれども、今回の議会において条例の一部改正を行いまして、機能別団員制度の導入、団員の報酬などの待遇改善を図るとのことでございますので、どうか団員確保につきましては、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

団員の報酬につきましては、一般団員の報酬は国が一定の額を示しておりまして、年間3万6,500円、出動手当1回につき7千円として交付税で措置されておりますけれども、多くの市町村の支払いが基準を下回っていると聞いております。

1月18日の某新聞には、従来、出動時の報酬を1回当たり5千円以下としている市町村が多数を占めていたが、消防庁は団員確保に向け、今年4月から8千円にするよう求めているなどの記事が掲載されておりました。

一朝有事の際は、自分の仕事を置いて、いち早く現場に駆けつけて、村民の生命と財産を守るために貢献している報酬としては低いように思っておりましたが、今回の条例によりまして、団員については国の基準と同額となるような条例案ですから、少し安心をしております。

そこで、再質問ですが、団員の確保対策については、消防団の魅力向上策を推進する必要があると考えます。消防団は、様々な業種の団員で構成されておりまして、ただ消防団への入団を住民がちゅうちょする要因の一つとしては、活動回数の多さや土日、夜間の活動の多さが指摘されております。消防団員を確保するためには、従来の活動に固執することなく、必要に応じて消防活動や用具の見直しなど、消防団の活動環境の改善などについても、相当難しい課題ではございますけれども、今後検討していく必要があると考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

2つ目、住宅用火災警報器についてであります。高齢者世帯、障がい者などへの警報器の無償配布、無償設置については、過去実施されているとのことですので、できることでしたら全世帯の無償配布も考えていただきたいと思っておりますけれども、村長のお考えをお伺いいたします。

3つ目でございますけれども、森林環境譲与税についてでありますけれども、大都市への配分は多くなっておりますけれども、大都市に有利な人口割がウエイトを占めていることについて、村長はどのように考えているのか、この3点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 消防団の確保の関係なんです。今、指摘されたとおり、消防団に対する消防団の通常の業務というのがかなり多忙というんですか、量が多いというふうに考えてはおりますが、しかし最悪の場合のことを考えると、やはりその中で訓練をしていかなければならないし、また訓練なしにして、いきなりその場所に立ったとき、二次災害、また三次災害等々を考えたときに、やはりそれは仕方ないのかなと。しかし、もう少し事業についても、また行動についても考えるべきでないのかなと、そういうふうに思っています。

それが、必ずしも団員確保につながるかどうかというのは疑問ですけれども、でもやはり命令系統がきちんとしていかなければ消防団というのは務まらないという、それだけは認識していただきたいなと思っております。

それから、火災報知機の無償なんです、そうやればすごくいいんでしょうけれども、財政のほうの考えもありますので、その辺は検討させながら前向きに進めていきたい、そう思っております。

それから、森林環境譲与税の関係なんです、先般、三八上北審議官がお見えになって、譲与税の使い方、またその配分の仕方というのを1時間半ばかり話合いいただきました。そうしたら、村としてそういう考えであるということは、即、本庁のほうに伝えておきたい。やはり、人口割で配分するのではなくて、森林面積で配分すべきだというふうな考えを強く要望しております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 2番。

○2番（永野範英君） ありがとうございます。

消防団員の確保対策については、まずは条例を改正いたしまして、機能別消防団員の導入、そしてまた団員の報酬などの待遇改善を図っていくということでございますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

近年の豪雨の頻発、異常気象などによる災害の多様化、激甚化を考えますと、消防団による活動は大変重要であり、また危険を伴う活動であります。地域住民の安心・安全を確保する活動として、感謝を表すためにも待遇改善は必要であり、今回の条例改正は必要であります。

そして、また活動環境の改善についても相当難しい課題ではあるとは思いますが、どうかよろしく検討していただきたいと思います。

住宅用火災警報器については、さらにこれから高齢化が進む中、高齢者に優しい村、そしてより安全・安心な村づくりを目指す上で、高齢者、障がい者、独り暮らしなど的高齢者の方々へはもちろんのこと、これからは全世帯への警報器の無償配布なども、先ほど検討するというところでございますので、どうかよろしく願いいたしたいと思います。

また、啓発活動については、どうか強力で進めていただきたいと思います。

森林環境譲与税については、2,095万2千円の配分がありまして、主に計画作成などに充当したということで、森林整備を図っていくということでございますけれども、やはり人口に偏らない配分額を多くしていただきたいと思いますというふうに考えております。大都市に有利な人口割については、コロナが落ち着いて、村長が上京した際には、林野庁などにも寄っていただきまして、人口に偏らない配分、山林面積を重要視しての配分など、見直しを林野庁に対し、強く要望していただきたいと思います。

ちなみに、令和6年度より森林環境税が設けられまして、納税義務者より年額1千円が課税されまして、譲与税の財源とされる予定だそうでございます。

本日は、消防団員の確保対策について、住宅用火災警報器の設置支援と啓発活動について、森林環境譲与税について質問をさせていただきました。

今後とも、櫻井村長の行政手腕にご期待を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福山恵一郎君） 以上で永野範英君の一般質問を終わります。

◇ 才 神 幸 男 君

○議長（福山恵一郎君） 次に、3番、才神幸男君。

○3番（才神幸男君） 3番、才神です。

ただいま議長よりお許しがありましたので、質問させていただきます。

1番、件名、防災マップについて。

要旨、防災マップの内容及び災害の事前対策への活用について。

明細、昨年も集中豪雨による災害が県内でも発生し、下北、上北地方では大きな被害が出て、一部ではいまだに復旧できていない場所があると報じられており、幸い村では大きな被害もなく、新型コロナウイルス感染症対策を除いては、平穏ではなかったかと思っております。

しかし、世界的な異常気象の中、災害は必ずやってくると想定し、高齢者が多い我が村では、事前に対策を考え、防災マップ等を利用した訓練を実施し、村民に防災意識を持たせることが大事ではないかと考えております。

村では、10年ぶりに防災マップを改定し、各家庭に配布しましたが、私はこの防災マップが村民にどれだけ浸透し、どれだけ村民が理解しているのか疑問に思っております。

村長にお聞きしたいと思います。

作成に当たり、どれだけの関係者で協議したのか、また防災マップ作成後、村民に対して説明会を実施したのかどうか、ご答弁をお願いいたします。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、3番、才神議員の防災マップについてのご質問にお答えいたします。

防災マップ作成については、平成30年に県が公表した浅水川と五戸川が氾濫した場合に想

定される最大規模の浸水想定区域等を反映したハザードマップで、土砂災害警戒区域等のハザードマップと併せた防災マップとなっております。

また、浸水想定区域等が見直されたことに伴い、国・県より最新の浸水想定区域等を反映したハザードマップを令和2年度までに作成し、周知する旨の通知があったためです。

作成に当たり、関係者との協議はしておりませんが、危険箇所等についても県に指定されており、それを基に防災マップの作成をいたしましたので、住民の皆様には説明会は行いませんでした。

コロナ禍により、住民座談会、常会長会議、防災訓練等を開催できず、防災マップ活用についての説明を行うことができませんでしたが、防災マップの活用については、住民に対し広報紙等を活用し、啓発活動を行っていきたいと考えております。

また、防災マップには避難所等も掲載されておりますので、防災訓練で活用していきたいと考えております。

以上、才神議員の質問に答弁とさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 3番。

○3番（才神幸男君） 先ほどの答弁に、村長は村民に対して防災マップの説明はしていないと話がありましたが、それでは村民に対して防災意識を持たせるために配布した防災マップの意味がないような感じがします。

私は、今回、何人かの人に防災マップのことを聞きました。だが、ほとんどの人が見ていないという返事が返ってきました。

そこで、私は次の2点を村長にお伺いします。

この防災マップは、これはダブってしまうけれども、村独自で発行しているのか、または国・県の指導があって発行しているのか、お聞かせください。

2点目は、防災マップに載っている9ページの避難所、避難場所の件であります。

川代部落には、指定避難場所、避難所がありませんが、10年前のハザードマップには、川代小学校、北老人センターが指定されておりましたが、今回はなぜ指定から外したのか。

また、県道路沿いの傾斜地は特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されており、このレッドゾーンの中に8分団の屯所、北老人センターがあり、私は今後、この状態を見直す必要があるのではないかと考えております。また、西越、日向、北向、田中部落も同ような状況にあり、高台の学校に避難するには上り坂で、豪雨時は非常に危険だと感じております。

私は最近、この避難経路の上り坂を歩いて体験しました。体力には自信がある私でも、大変

疲れました。災害弱者は、もっときついのではないかと思います。途中の傾斜地にはコンクリートを吹きつけた場所もあり、その一部には亀裂が入っている場所も確認できました。

避難経路であるならば、定期的な点検、特に地震、集中豪雨後の点検は最も大事ではないかと思えます。川代、西越ばかりではなく、村全体を考えれば、避難所、避難経路、傾斜地等を整合しなければならぬ場所が、もっとあるのではないかと考えております。

村民の安心・安全のため、今、現状を見て村長はどう思ったのか、今後点検整備をしていく考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

以上の2点、お願いします。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 防災マップの作成の関係なんですが、これは先ほど言いましたように、県・国からの指定があつて、また県がある程度調査した中でこういうふうな形で進めたいということが村に来た、それを受けて村で作成したものだということでございます。

それから、先ほどの避難場所、またそういう危険箇所等々については、村内全域危険箇所の区域になっております。じゃ、その中で避難所を開設するとなったら何がいいのか。やはり、鉄骨で組まれた建物等が一番、ある程度安全じゃないのかなという考えは持っております。全て公共施設等については、河川のそばにあるということから、必ずしもそれが安全だとは言えないがしかし、鉄骨で組まれた建物等については十分な機能を果たすのかなというふうな考えを持っています。

しかし、先ほど言いましたように傾斜地等々に、またそういうふうな場所に建てられている公共施設でありますので、再度検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 3番。

○3番（才神幸男君） これから、訓練に関してですけれども、ここ2年ぐらいはコロナ感染症対策で訓練等は実施できない状況にあります。今後、防災マップの説明を含め、自主防災の活動を促すためにも、今年は村の総合防災訓練を実施すべきだと思いますが、村長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） コロナの関係で、去年、一昨年と2年続けて中止というふうな形になりましたけれども、今後は防災訓練のみならず、全てのイベント、また行事等についても、新

年度以降についてはできるだけ進めたい、開催したいという思いであります。

しかし、そういうふうな事情もありますので、その事情によってどうしても中止せざるを得なくなるかもしれませんけれども、基本的には4年度は今までやってきたもの等について開催する方向で進めたい、そう考えております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 3回目だから、以上で才神幸男君の質問を終わります。

◇ 稲葉嘉浩君

○議長（福山恵一郎君） 次に、1番、稲葉嘉浩君。

○1番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。

まず初めに、行政文書開示請求に基づき開示された不納欠損調書の内容についてお聞きします。

令和3年12月2日付で開示請求した過去5年分の不納欠損調書中、訂正及び一部取消しがなされた件についてです。

私が、令和3年12月2日、過去5年分の不納欠損調書及びその関係書類を開示請求したところ、12月16日付で行政文書開示決定通知がなされ、12月27日、不納欠損調書及び不納欠損調書に係る起案書が送付されました。

その不納欠損調書の内容を見ますと、令和2年3月31日付並びに令和3年3月26日付不納欠損調書につき、地方税法第18条第1項、村税の徴収を目的とする村としての権利を5年間行使しなかったことで、時効により徴収権が消滅したことを理由としていることが判明いたしました。

また、令和3年10月12日付起案書によりますと、令和3年9月9日の決算特別委員会において疑義が生じたため、令和元年度から令和2年度分の欠損調書について精査したところ、欠損処分とすることが適当でない事案があったので、令和2年3月31日付並びに令和3年3月26日付不納欠損調書の訂正及び一部取消しを行うとあります。

そこで、村長並びに税務課長にお伺いいたします。

令和3年10月12日付起案書の内容を見ますと、交渉記録等の確認を見落としたり、令和元年度の臨戸徴収の記録がない、納税指導は行われていなかった、最終納付等の確認を見落としたりした等の事由や、何より驚いたのは、滞納者情報を確認したところ、そのほとんどが滞納者本人

に納付の意欲があるということです。

なぜ、このようなことが起きたのか、その後の対策は、今現在の納付状況はどうか。そして、再発防止に向けた今後の取組を教えてください。

続きまして、第2点目として、新郷村立小学校及び中学校の校舎等についてお聞きいたします。

耐用年数が迫る新郷村立学校の校舎及び体育館等の今後について。

令和3年4月から、新郷村の村立小学校並びに中学校がそれぞれ統合し、新しい体制でスタートして間もなく1年が経過しようとしています。この1年で、先生方や生徒たちも統合による慌ただしい状況からも抜け出し、新しい教育環境に慣れてきたと思います。

そんな中で、村立学校の校舎、体育館等の設備は年々劣化し、それぞれの耐用年数も刻一刻と迫っております。

そこで、令和2年12月議会でもお伺いしましたが、改めまして今後の新郷村の校舎、体育館等の設備の問題、さらに今後の新郷村の教育体制について、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、1番、稲葉議員の不納欠損についてのご質問にお答えします。

この件については、12月定例会でも答弁しておりますが、令和3年9月決算特別委員会で、稲葉議員から指摘を受けたことを受け、税務課長から令和2年度分不納欠損には不備があるため、見直す必要があるのではないかという旨の報告を受けました。

そこで、一旦採決された不納欠損となった村税について、どのように取り扱っていくことができるのか検討するよう、税務課長に命じたところです。

その後、税務課で不納欠損調書について精査したところ、令和元年度及び令和2年度に欠損処分した調書に誤りがあることが判明した旨の報告を受け、決裁したところであります。

つきましては、欠損を取り消した一部税額については、令和3年度一般会計に計上し、今後とも計画的に納付をお願いしていくこととしました。

なお、現在の納付状況と今後の取組については税務課長に答弁させます。

次に、新郷村立小学校及び中学校の校舎等についてのご質問にお答えします。

まずは、議員の皆様には去る令和3年4月2日、新郷小学校、新郷中学校統合式典にご出席

を賜りまして、心より感謝申し上げます。

令和3年度からの統合後は、小・中学校の教育活動も活発になり、学力向上はもとより、心身の健全な成長が見られているとのことを伺っております。

さて、学校設備についてであります。現在使用している新郷中学校については、設備改修を実施し、環境を整え、また新郷小学校につきましても、令和4年度に国庫補助の改修事業を計画しているところであります。

空き校舎につきましても、旧西越小学校は、避難所として活用することとしております。旧新郷中学校は、体育施設として活用しております。このことは、令和2年12月でお答えしておりますが、これ以外の具体的な活用方針は決めておりませんが、総合教育会議や地域の皆様方の意見、要望を考慮し、議員の皆様と協議をし、方向性を定めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、詳細につきましては、教育長に答弁させます。

○議長（福山恵一郎君） 税務課長。

○税務課長（戸田ひとみ君） それでは、1番、稲葉議員のご質問にお答えいたします。

税務課の職員は、専門的な税の知識が求められることから、毎年様々な研修を受けております。

その中でも、納税秩序の維持の取組として、滞納整理の推進は徴収率の向上、または高い徴収率の維持には欠かせないものでありますので、年間少なくとも20時間ほどの研修に参加し、税務職員としての理念を学び、納税者と向き合っております。

しかしながら、令和2年度決算書にありますように、村税の未収額は一般会計で800万円、国保特別会計で約1,000万円となっており、村の主要財源である税収の確保が課題となっております。

滞納整理には、税制度の根幹である税の公平性を担保し、納税秩序を維持するという役割があり、極めて重要な行政施策となっておりますので、今年度も10月に開催された県滞納整理機構主催の研修会において、次のような指導を受けております。

村税は、それぞれ所得や資産、消費における担税力に着目し、行政サービスの原資を住民が共同して負担し合うために徴収される。そのため、付加された税額は、負担の公平性から基本的に全て収納されることが望ましく、滞納が発生した場合は、法律の規定により滞納処分を行う必要がある。

一方、資力がない、あるいは滞納処分ができないなどの場合は、滞納者の個別具体的な実情

を十分に把握した上で、村の判断により滞納処分の執行停止を行うべきである。また、滞納額の管理を適切に行い、不納欠損処理についても同様に処理すべきである。村税への信頼を確保する観点からも、滞納額の管理を適切に行うとともに、安易な不納欠損とならないよう厳正な実施が求められるというものです。

私は、今年度4月に税務課長に配属されてから、9月の決算特別委員会における不納欠損についての質問に対し、前任者からの事務引継ぎの際に受領した決裁済みの不納欠損調書を基に、理由等について回答させていただきました。

その後、昨年度分までの不納欠損調書について改めて見直したところ、調書に不備があることが分かりましたので、再度検証を行う必要がある旨を村長に報告し、命を受けて一件一件納付記録等の見直しを行いました。

その結果、令和元年度及び令和2年度分については、時効中断の範囲の解釈に誤りがあるため、地方税法第18条第1項を理由とし、欠損処分を行い、時効を完成させたことは不当である内容の起案書を10月12日付で作成し、村長に提出したところ、決裁がなされたので、12月補正予算に新たな細節を追加するよう要望しました。

議案可決後、一般会計雑入として11名分、705万9千円を欠損処分誤りによる債権継続分として調定し、3月1日現在、分納の誓約書が提出されている1名の方から、誓約書に基づき毎月納付していただいております。さらに、もう1名についても3月末までに納付していただける見込みとなっております。

滞納整理は、法の定めに基づき対応することになりますが、その適用を職員の個別的な対応に任せるのではなく、組織としてどう対応するかが重要な課題であります。滞納整理は、税務課職員にとっては最もつらい業務であります。今後は事案管理、行動管理、目標管理の3点を相互に関連させながら進め、滞納整理計画の達成、事案完結に導けるよう、公平公正な滞納整理業務を遂行してまいりたいと思います。

○議長（福山恵一郎君） 教育長。

○教育長（岡田 稔君） こちらの席での答弁でよろしいでしょうか。

それでは、村長の答弁に引き続き、1番、稲葉議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、お礼を申し上げたいと思います。

統合がスムーズに運び、統合後の学校の教育活動が順調に進行しているのは、児童・生徒、教職員、保護者の努力はもちろんですが、地域の方々、それからここにいらっしゃる各議員の皆様方のご支援やご協力があればこそと感謝申し上げます。

統合がうまく進んでいるあかしとして、三八教育事務所の授業視察のときに感想を申し上げますけれども、去年よりもずっと授業は落ち着いている、統合がうまくいっていると思いますとのことでした。

さて、現在の小学校、中学校の現状については、新郷小学校については、現在改修工事に取りかかりつつあります。また、移転しました新郷中学校につきましても、駐車場やトイレの整備、特別支援学級の整備等、環境整備に努めております。

また、学校としては使用していない旧新郷中学校、旧西越小学校についても、中学校の部活動やスポーツ少年団の活動、地域スポーツの活動場所として大いに活用されています。現在はコロナウイルスによって活動回数は減っていますが、大いに活用されています。

確かに、設備的には劣化は避けられないものですが、改修をしながらも様々な活動場所として確保していく必要性はあると考えております。そんな理由からも、今のところ用途変更は考えておりません。

また、現在検討中ですが、今後の村の教育環境の改善については、議員の皆様や地域や保護者の皆様のご意見を伺いながら、何が子供たちのために最良な環境なのかを考えていきたいと思っています。

以上で稲葉議員の質問に対しての回答を終わります。

○議長（福山恵一郎君） 1番。

○1番（稲葉嘉浩君） 開示請求した過去5年分の不納欠損調書を見ますと、平成29年3月30日決裁の件数は6件、平成30年3月30日決裁の件数は9件、平成31年3月20日決裁が2件。理由のほとんどが、地方税法15条の7、差し押さえる財産がないとか、その所在及び財産が不明、納税者死亡、相続人不存在等であるのに対し、今、問題になっている令和2年3月31日決裁分、税務課長が代わった途端、15件に増えます。令和3年3月26日決裁分は7件になりますが、この2年間分の不納欠損の理由は、全て通告書にも記載したとおり、地方税法第18条第1項、村税の徴収を目的とする村としての権利を5年間行使しなかったことで、時効により徴収権が消滅したとなっております。

今、税務課長より説明がありましたけれども、4月以降転属、代わってからの分については多分分かることで、その前の分を精査したと。そうしますと、その精査した部分の本当の理由というのは、今の税務課長には分からないと思います。それで今、この場に当時の担当課長である方がいらっしゃいますので、前税務課長にお聞きします。

この不納欠損になった理由、交渉記録等の確認を見落とししたとか、元年度の臨戸徴収の記録

がない、納税指導は行われていなかった、最終納付等の確認を見落とししたという、本当の理由は何なんでしょうか。何か特別な理由でもあったんでしょうか。そのときに、真面目に村税を納めている村民との間の公正、公平性に欠けると思わなかったのでしょうか。お聞かせください。

次に、学校の関係でございますが、本議会には学校施設環境改善交付事業補助金等、新郷小学校改修事業債により8,556万円をかけて、新郷小学校改修工事を行うための予算が計上されております。これは、令和2年9月の村立小学校の統合に関する保護者への説明会での発言や議会での教育長の答弁、統合後新郷小学校の改修工事に取りかかりたいと。2022年度に着手し、1年程度で完了する見通しであるとの計画に沿ったものだと思います。今回の新郷小学校改修工事は、子供たちの教育環境を整えるためにも必要なことであり、国の補助金を活用できることは幸いなことだと思います。

以前、村長は答弁の中で、大規模改修することによって20年ぐらいはもつだろうという想定の中で改修を進めると述べています。今回の新郷小学校の改修工事でも、同じように改修工事をするにより、耐用年数は20年程度延びるとお考えでしょうか。

もし、そうだとすると、小学校は今回の改修工事で耐用年数が延びます。では、新郷中学校はどうでしょうか。校舎の耐用年数は47年ですが、体育館は平成5年、1993年に完成して、耐用年数は34年になっていると思いますが、つまり2027年、5年後には耐用年数に達することになります。新築校舎建設の考えはないのでしょうかという質問に、財政が厳しく新しい校舎は不可能だろうと村長は以前答えています。そして、校舎新築には30億から40億かかるだろうと、いろいろな会議の場で、議会でも述べています。教育長もです。

私の調査によりますと、皆さんご存知なあの立派な五戸町立五戸小学校ですけれども、設計が平成23年度、2年後の平成25年に完成しています。校舎、鉄筋コンクリート造、一部鉄筋造3階建て、延べ床面積6,325.70平方メートル。体育館鉄筋コンクリート造一部木造平屋建て2,561.30平方メートルで、一部に町有林のカラマツを使用しています。児童館、木造平屋建て233.58平方メートル。総工費約22億円、うち半分の11億円は補助金で、町は約11億円を出してきています。22億円です。新郷村では、こんなに立派な校舎は必要ありません。

そこで、村長、教育長にお伺いいたします。

新築校舎に係る約30億円は、どういう試算を根拠としているのか。どれだけの規模、構造、面積を想定して出したものなのか、お伺いいたします。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 不納欠損の関係については、詳しく税務課長のほうがお話ししましたけれども、これについて前担当者の質問というのはどうなのでしょう。私は、それは無理だと思います。

（「議長、動議」「今の答弁について休憩を望みます」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） ただいまより休憩いたします。

（午前11時01分）

○議長（福山恵一郎君） 休憩を解き会議を開きます。

（午前11時18分）

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 不納欠損についての話なんです、先ほど来からいろいろ話をしておりますが、法制度の解釈の違いというのがこういうふうな結果を招いたと、そう思っております。

管理職については、その課の業務内容を十分把握しながら指導管理していかなければならないと、そう思っております。ただ、そこに配属させた任命権者というのは私の責任であり、それを痛感しています。今後は、先ほど課長がお話ししたように、職員の職務の重大さを認識させて、さらに業務に精進されることを指導し、徹底しながら進めたいと思っております。

税の公正、公平を確保するためには、二度とこのようなことがないように再発防止に努めてまいります。本当に誠に申し訳ありませんでした。

それから、次の校舎の関係なんです、今まで話してきたとおり、大規模改修については今後20年間をスパンとした、そういう継続できるような改修をしなければならないということから、ある程度の高額な改修費になる、そういうふうを考えております。

そのほかの、当初お話ししたように、新しい校舎というのはどういうふうな校舎にするかというのまでまだ議論していなかったんですが、でも、ある校舎をうまく利用して、そして十分な教育というのができればなど、そういう思いから今回の統合の体制というんですか、そういうふうな形にとどめたということです。

一概に、じゃ隣の町はこれぐらいと、いろんな状況というんですか、隣町からもいろんなことを聞きながら、じゃ今、私たちの村でできることは、こういうふうな体制でやるしかないの

かなということを考えてまでのことなので、今後、今の中学校の改修にしても、大規模改修しなくても徐々に改修していけば、それなりの効果は得られるのかなと、そういうふうに思っています。

私自身としては、新しい校舎を造ってまでもやるというのはどうかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 1番、教育長からも聞くのではなかったか。

○1番（稲葉嘉浩君） はい。

○議長（福山恵一郎君） 教育長。

○教育長（岡田 稔君） それでは、先ほど20億円から30億円といった根拠というふうな話がありましたけれども、あれは前に小中一貫を建てるというふうな話のときに出た金額だと私は考えております。

いろんな全国の小・中学校の併置校というのはたくさんございまして、そちらのほうの資料を見てみましたところ、こちらのほうとすれば解体をしたいとか、そういうことも考えた上で20億よりかかるだろうということで、幅を持たせて20億から30億というふうに言ってきたというふうに考えております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 1番。

○1番（稲葉嘉浩君） まず、校舎の問題でございますけれども、今の答弁の中で30億円に関しては、村長のほうも教育長のほうも正確な根拠があるわけではなくということの説明がございました。議会の場で、それなりにそういう金額を出すということは、ある程度試算ができていたものだと思っていましたので、今後、そのような根拠のないような答弁は、なるべく控えていただきたいと思います。

あと、私からの提案なんですけれども、新築校舎とか関係施設の建築には、文部科学省の木造校舎について、あとは林野庁についても木造校舎についての補助金制度等があります。やはり、財政の面で厳しい村ですので、今後、様々な補助金制度を活用すべきだと思いますけれども、今の新郷小学校の改修工事にも補助金は使われていますけれども、そういうものもやっぱり検討していかなければならないと思います。

以前、村長は議会で、私からの統合後の新郷中学校の戸来地区への移転及び校舎についての質問に対し、保護者の皆様から立地条件等から旧新郷中学校校舎を使用することが望ましいと

いう意見があるとしながら、地域の皆様方の意見や要望等を考慮して、議員の皆様と協議した結果、改修して移転すべきと判断したときは柔軟な考えで対応したいと述べています。

建物、施設のことを申し上げましたが、では新郷村の今後の教育体制についてはどうでしょうか。統合の協議の中で、保護者の意見として出たと聞いておりますが、今後の新郷村の人口減少並びに少子高齢化に鑑み、旧小坂小・中学校や川代小・中学校のような小中併用校を考えてみてはいかがでしょうか。生徒たちや保護者への負担、様々な面での経費の負担を考えたとき、今後の選択肢としてぜひとも考えざるを得ないと思います。

以前、私は、こうした問題は新郷村の将来、村そのものの存続に関わる重大な問題だと申し上げました。設計、工事にもそれぞれ数年はかかります。村長も本議会の定例会、提案説明の中で、定住の促進、学校教育の充実などに重点を置き、未来に残る村づくりを目指していきたいと述べています。新郷村の子供たちの明るい未来と新郷村の将来のために、早急に新郷村立学校の在り方を協議する検討委員会の設立を進めることを提案いたします。

最後に、不納欠損の件ですが、令和3年9月9日の決算特別委員会で指摘がなければ、今回の不納欠損の対象者となった人は税金を支払う意志があるにもかかわらず、行政の不適切な行為、判断によって滞納者のレッテルを貼られていたかもしれません。担当者がやることを管理、監督、指導するのが管理職である課長の仕事であり、それだけ責任があるわけです。その辺を理解して、村民のために、新郷村のために一生懸命頑張っていたいただきたいものだと思います。

村長は、今回、不納欠損に関する一連の件で見直しをして、改めて税金を徴収できたということなんですが、最終決裁の権限を有する村長は、前回の議会で、自身が会計管理者をしているとき、不納欠損は絶対に駄目だという指導をしてきたと。しかし、自分が決裁しないと事業が滞ってしまう。はんこをつくつかつかないか迷ったが、担当者が持ってきたものを一つ一つ疑っていたら事業が進まないと思って、はんこを押した旨の答弁をなさいました。私はあり得ないことだと思います。村政を担うトップたる村長の答弁としては、とても考えられません。厳しい生活の中で、頑張って納税している村民に対し、本当に失礼なことだとは思いませんか。管理者として、村の最高責任者として、より一層の職員の指導、教育が必要ではないかと考えます。

いま一度、再発防止策をしっかりと考え、職員みんなが情報を共有して、責任を自覚し、気を引き締めて村政に当たっていただくようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（福山恵一郎君） 以上で稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（福山恵一郎君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る10日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時28分)

第 3 日 (3月10日)

令和4年第1回新郷村議会定例会

令和4年3月10日（木曜日） 午前10時02分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第 4号 新郷村表彰条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第 5号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第 6号 間木ノ平グリーンパーク設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 7号 新郷村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 8号 新郷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 9号 新郷村奨学金貸与条例の制定について
- 日程第 7 議案第10号 令和3年度新郷村一般会計補正予算（第8号）案について
- 日程第 8 議案第11号 令和3年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について
- 日程第 9 議案第12号 令和3年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案について
- 日程第10 議案第13号 令和3年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案について
- 日程第11 議案第14号 令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）案について
- 日程第12 議案第15号 令和3年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第3号）案について
- 日程第13 議案第16号 令和3年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）案について
- 日程第14 議案第17号 令和3年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）案について
- 日程第15 議案第18号から議案第25号まで（予算特別委員長報告）
- 日程第16 議案第26号 発議第1号（意見書第1号）水田活用の直接支払交付金見直しに

ついて慎重な対応を求める意見書案について

日程第17 議員派遣の件について

日程第18 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	高村郁子君
会計管理者	桜井真紀子君	農林課長	遠藤勇一君
企画商工 観光課長	櫻臺博明君	税務課長	戸田ひとみ君
住民課長	沢口くみ子君	厚生課長	松森恵理子君
診療所事務長	工藤勝志君	教育委員会 総務課長	福山佐登志君
建設課長	福山徹君	農業委員会 事務局長	高見憲一君

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	本間由美子君	主幹	谷地村光代君
-----------------	--------	----	--------

◎開議の宣告

○議長（福山恵一郎君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時02分)

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、議案第4号 新郷村表彰条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第2、議案第5号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第3、議案第6号 間木ノ平グリーンパーク設置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、滝沢仁君。

○6番(滝沢 仁君) ただいまの間木ノ平グリーンパーク設置条例の一部を改正する条例案に対して質問を行います。

別表第2、別紙の中にテニスコート、コテージの料金表がありますが、3月4日の報道番組で新型コロナ対策に取り組む自治体の支援を目的とした国からの交付金、地方創生臨時交付金のことが放送されており、その中で新郷村が約5,700万をかけて間木ノ平グリーンパークにあるテニスコートを改修したほか、コテージを整備したことに批判的な内容になっておりました。

テニスコートの改修、コテージの建設については反対もしましたが、議決されたことに今さら反対するものでもありませんが、今後このような交付金の使い道はどのように考えているのか、また村民に使い道を分かりやすく公表する気があるのか、村長に伺います。

○議長(福山恵一郎君) 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今の質疑なんです、間木ノ平グリーンパークの、確かにコロナ対応の臨時交付金を活用させていただきました。がしかし、感染対策と、コロナ対策交付金というのは、感染対策と経済回復を資するものと考えております。国民、住民はコロナ感染におびえながら、日常の生活に制限を強いられながら生活していると。その反動が、近年アウトドアのブームとなって、そして間木ノ平グリーンパークが野外であることから三密対策が容易な場所だということから、来園者が増えていると感じております。

ですから、これを改修するに当たって、業者に工事を発注することにより、村内の経済活性化につながるものと思っております。そして、国・県にこのような事業の推進について、事業の概要等を精査してもらっております。その中で、国・県から採択を受けて事業を遂行したということですよ。

そして、コテージについては、前にもちょこっとお話ししましたが、感染拡大時にあって、村内から感染者が出た場合、一時退避という、そういう隔離する場所ということから、どうしても進めなければならないという観点から、うちのほうに宿泊施設、また退避する場所がないということから、グリーンパークのほうに設置させていただいたということでご理解願いたいと思います。

○議長（福山恵一郎君） よろしいですか。

6番。

○6番（滝沢 仁君） 村長、もう一回お願いしたいんですけども、今後このような交付金があった場合について質問したのであって、そっちの考えをお伺いしたいと思います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それについては、こういう大きな事業等については、やはりそれは周知しなければならないだろうなと思っております。ですから、全てが公表していけるかどうか、またその時期的なもの、また時間的なもの等があるので、その辺は事前に議員の皆さんと話をしながら進めていかなければならない。そうすることによって、住民から選ばれた議員の人たちがいろんな立場で住民の方に周知していただければなというふうに考えております。

なお、大きな事業については、広報紙を通じながら周知させていきたいと考えております。以上です。

○議長（福山恵一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第4、議案第7号 新郷村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第5、議案第8号 新郷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第6、議案第9号 新郷村奨学金貸与条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第7、議案第10号 令和3年度新郷村一般会計補正予算(第8号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第8、議案第11号 令和3年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第9、議案第12号 令和3年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第10、議案第13号 令和3年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第11、議案第14号 令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第12、議案第15号 令和3年度新郷村簡易水道特別会計補正予算(第3号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第13、議案第16号 令和3年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第14、議案第17号 令和3年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号から議案第25号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第15、議案第18号から議案第25号までの8件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

委員長、永野範英君。

○予算特別委員長（永野範英君） それでは、審査の結果についてご報告申し上げます。

この予算特別委員会は全員をもって構成されていますので、審査内容についてはご承知のとおりであります。

委員会審査報告については、お手元に配付のとおりであります。

令和4年度新郷村一般会計予算案及び各特別会計予算案は、全て原案可決であります。

以上、ご報告いたします。

○議長（福山恵一郎君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第18号から議案第25号までの8件に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第25号までの8件は委員長報告のとおり決定されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第16、議案第26号 発議第1号（意見書第1号）水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書案についてを議題といたします。

提案者から説明を求めます。

提案者、稲葉嘉浩君。

○1番（稲葉嘉浩君） 議案第26号 発議第1号（意見書第1号）水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書案について。

右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年3月10日。

提出者、新郷村議会議員、稲葉嘉浩。

賛成者、新郷村議会議員、才神幸男。

新郷村議会議長、福山恵一郎殿。

提案理由の説明を申し上げます。

水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書（案）の提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

近年の米をめぐる政策について、国は人口減少等による米の消費の減退に伴い、これまで生産者らに対し米からの作付転換を求め、またいまだ続くコロナ禍で、外食向け業務用米の需要減少により、令和4年産米についてもさらなる主食用米の生産削減を求めています。

それに対し、全国の現場生産者の努力によって、その地域の特色や気候に合った作物を選択し、大規模な作付転換が進められ、我が新郷村においては飼料用米をはじめとする水田活用米穀やニンニク、長芋、あるいは耕畜連携による飼料用作物であるデントコーン、牧草等の転換作物の生産がなされてまいりました。そして、これらの米からの転作に対し、国から水田活用の直接支払交付金が支払われてきました。

しかし、国は昨年12月、突如として水田活用交付金の見直し方針を決定しました。この唐突な見直しは、現場の農家にとっては寝耳に水であり、今後の営農や地域農業の振興に大きな影響を及ぼすほか、離農の増加や耕作放棄地の増加など、我が新郷村においても村の基幹産業である農業の基盤維持に支障をきたすものと考えられます。

よって、私は今回の国による水田活用交付金の見直しについて、もっと現場の生産者の意見が反映された現実的な政策の実施を求めるべく、私たち新郷村議会が一致して国に対し要望すべきだと思い、水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書案の承認

を本議会に発議したものであります。

なお、意見書の内容については、皆様に配付してある別紙、水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書（案）のとおりでございます。

どうか議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長（福山恵一郎君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり決定しました。

お諮りいたします。

ただいま可決された意見書の提出方法につきましては、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、そのとおり決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（福山恵一郎君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、会議規則第120条の規定により、お手元に配付した別紙のとおり決

定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長(福山恵一郎君) 日程第18、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了します。

(午前10時30分)

◎村長挨拶

○議長(福山恵一郎君) 村長より挨拶があります。

村長。

○村長(櫻井雅洋君) 議会閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

3日から始まった令和4年第1回議会定例会にご提案申し上げました全ての議案、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

また、人事案件、教育委員会教育長の任命については、満場一致でご承認いただき、心から厚く感謝申し上げます。

本定例会は、新年度予算が主な議案でありましたが、年々歳出増加の傾向ではありますが、村

の生命線である地方交付税は微増の見込みであります。財源不足は以前として改善することが難しいが、その中でも村の発展を目指し、事業を精査しながら取り組んでいかなければなりません。有利な補助事業や財源を確保しながら、職員共々検討を重ね、停滞することなく邁進していきたいと考えております。

学校が統合して1年が経過しますが、これといった問題もなく、児童・生徒は勉学や学校生活を過ごしております。4年度もコロナ対応の整備をしながら、児童・生徒が学習向上に資するような環境整備を推進してまいり所存であります。

令和4年が新郷村にとって躍進の年となるよう、本定例会において議員皆様からいただいたご意見やご要望等を研さんし、村政に反映されるよう努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。

青森県でもまん延防止等重点地域を指定し、コロナ感染拡大の対策を講じているものの、一向に減少傾向になっておりません。県内では学校や教育幼稚園、入所型高齢者施設等でクラスター感染が目立っております。個人個人が意識を持って対策を講じることで、拡散抑制につながると思っております。コロナワクチン予防接種3回目が、今月完了を目指し、取り組んでおります。そして、5歳以上11歳未満の幼児・児童の接種も3月半ばから五戸総合病院で行うこととしております。

まだまだ春が遠いような気がしておりますが、議員の皆さんもコロナ対策に心がけ、新しい生活様式を基本に健康、体調に十分留意され、さらなるご活躍とご繁栄をお祈り申し上げ、挨拶いたします。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 令和4年第1回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時33分)

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査の結果
議案第18号	令和4年度新郷村一般会計予算案について	原案可決
議案第19号	令和4年度新郷村国民健康保険特別会計予算案について	〃
議案第20号	令和4年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案について	〃
議案第21号	令和4年度新郷村介護保険特別会計予算案について	〃
議案第22号	令和4年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案について	〃
議案第23号	令和4年度新郷村簡易水道特別会計予算案について	〃
議案第24号	令和4年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計予算案について	〃
議案第25号	令和4年度新郷村農業集落排水事業特別会計予算案について	〃

令和4年3月10日

予算特別委員長 永野 範英

新郷村議会議長 福山 恵一郎 殿

水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書（案）

提出者	賛成者	提出年月日	可決年月日
稲葉 嘉浩	才神 幸男	4 . 3 . 1 0	4 . 3 . 1 0

米をめぐるのは、近年の人口減少や、食の多様化による消費の減退のほか、いまだ続くコロナ禍で、外食向け業務用米の需要が減少し、民間在庫も増加する等、厳しい需給環境に置かれています。この状況の改善を図るため、全国の現場生産者の努力によって、その地域の特色や気候に合った作物を選択し、大規模な作付転換が進められ、主食用米の需給安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めてきました。

このような中で、今回、水田活用の直接支払交付金の見直しが示され、急激な制度変更によって、生産者の中長期的な営農計画や地域の生産基盤に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

今回の唐突な見直しは、主食用米の需給だけでなく、飼料用米をはじめとする水田活用米穀や、小麦、大豆、或いは耕畜連携による飼料用作物（デントコーン・牧草等）などの転換作物の需給にも影響が懸念されます。また、水田農家の収入減少による収支の悪化や離農の懸念、水田の資産価格の低下による借入金の担保額の低下や農地引き取り手の減少、更に、水路等の整備及び維持管理への懸念、それによる荒廃農地の増加への懸念、中山間直接支払や多面的機能支払の交付対象から除外された場合による影響など、多くの懸念の声が上がっています。今回の見直しは、これまで培われてきた農業・農村施策や農業者の営農に大きな影を落としかねません。

よって、国は、今回の水田活用の直接支払交付金の見直しについて、まずは、懸念を持つ現場の農業者に十分な説明を行いつつ、見直しによる影響について、生産現場の連絡調整を図る地方自治体と連携して検証を行い、生産現場への大きな混乱や営農断念が生じないように、適切かつ慎重な対応を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

2022年3月10日

青森県三戸郡新郷村議会

議員派遣の件

令和4年3月10日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び新郷村会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

1 五戸地区議会議員協議会役員会

- (1) 目的 定時総会及び研修会開催の協議のため
- (2) 派遣場所 新郷村
- (3) 期間 令和4年3月25日(金)
- (4) 派遣議員 副議長及び総務常任委員長

2 五戸地区議会議員協議会総会及び研修会

- (1) 目的 広域行政における町村自治の振興発展を図るため
- (2) 派遣場所 新郷村
- (3) 期間 令和4年4月下旬予定
- (4) 派遣議員 議員全員

3 全国町村議会議長会・正副議長研修会

- (1) 目的 全国町村議会議長会主催による議会に関する研修会
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 令和4年5月30日(月)
- (4) 派遣議員 副議長

4 青森県町村議会議長会県下町村議会議員研修会

- (1) 目的 青森県町村議会議長会主催による議会に関する研修会
- (2) 派遣場所 青森市
- (3) 期間 令和4年7月13日(水)
- (4) 派遣議員 議員全員

5 青森県町村議会議長会・議長、副議長及び事務局長研修会

- (1) 目的 議会の制度運営等に関する研修会

- (2) 派遣場所 青森市
- (3) 期 間 令和4年10月25日(火)
- (4) 派遣議員 副議長

6 三戸郡町村議会議員研修会

- (1) 目 的 三戸郡町村議会議長会主催による研修会
- (2) 派遣場所 新郷村
- (3) 期 間 令和4年10月下旬予定
- (4) 派遣議員 議員全員

7 五戸地区議会議員協議会調査研修会

- (1) 目 的 五戸地区議会議員協議会主催による調査研修会
- (2) 派遣場所 五戸地区議会議員協議会で決定した場所
- (3) 期 間 五戸地区議会議員協議会で決定した年月日
- (4) 派遣議員 議員全員

8 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟研修会

- (1) 目 的 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟主催による研修会
- (2) 派遣場所 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟で決定した場所
- (3) 期 間 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟で決定した年月日
- (4) 派遣議員 議員全員

9 新郷村議会県外行政調査研修

- (1) 目 的 議会議員の知識見聞の習得の為の先進地視察研修会
- (2) 派遣場所 議会で決定した場所
- (3) 期 間 議会で決定した年月日
- (4) 派遣議員 議員全員

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月10日

議 長 福山 恵一郎

署 名 議 員 才神 幸男

署 名 議 員 永野 範英